

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年9月4日（水）午後4時00分～午後4時52分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（10名）

農業委員		
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
11番	中野	義博
12番	清水	正雄
13番	大森	雅昭
14番	石原	孝之

4 本委員会に欠席した委員（3名）

農業委員		
4番	青木	清美
9番	高嶋	香織
10番	清水	智也

5 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美
事務局長代理 佐渡 譲
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農地法第4条・5条の規定による許可申請の件
- (3) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、9月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会長 それでは、これより、9月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により2番 山岡 知博 委員、3番 弓野 良子 委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願いいいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説明いたします。

議案書は、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見を求めます。

令和6年9月4日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は4件で、申請面積は1, 187. 30㎡です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町平柳〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇さんです。

1番 譲渡人は愛知県安城市東町亀塚〇〇番地〇、〇〇 〇〇さん外4名です。

申請農地は朝日町平柳袖川原〇〇〇〇番外1筆、地目は田、2筆、合計512. 00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

荒尾和彦委員、高嶋香織委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、泊地区平柳2区地内、譲受人の自宅の南側に隣接しており、泊駅南土地区画整理事業エリア内に位置しております。

なお、申請地については、現在、譲渡人の自宅南側に隣接して長方形に造成されており、事業完了後には、造成された形状に合わせて換地されることとなっておりますが、換地前のため、従前の地番による申請となります。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は農業経験はありませんが、申請地では、夫婦で自家用野菜の栽培を行う予定としており、適正に管理・耕作されると思われまます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は申請地では自家用野菜を栽培する予定としており、特段、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われまます。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思ひます。

議案書は、1ページをご覧ください。

2番 譲受人は朝日町山崎〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

2番 譲渡人は黒部市荻生〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇さんです。

申請農地は朝日町殿町岡田〇〇〇番〇外1筆、地目は田、2筆、合計558. 30

m²です。

権利の設定としては、「譲受人の要望による」となります。

清水智也委員、中野義博委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、山崎地区殿町地内、譲受人の自宅から約560m、車で約2分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は山崎地区辻岩崎地内に居住しておりますが、申請地に隣接する空き家に転居する予定とすることから、適正に管理・耕作されると思われます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は申請地では自家用野菜や果樹を栽培する予定としており、特段、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われます。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案書は、1ページをご覧ください。

3番と4番については、譲受人及び譲渡人の両者による農地交換の案件です。

3番 譲受人は朝日町殿町〇〇〇〇番地、〇〇 〇さんです。

3番 譲渡人は朝日町殿町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町殿町若宮〇〇〇〇番〇、地目は田、1筆、合計59.00m²です。

権利の設定としては、「双方の要望による」となります。

清水智也委員、中野義博委員より、意見書をいただいております。

3ページをご覧ください。

申請地は、山崎地区殿町地内、譲受人の自宅から約46mの距離に位置しております。

今回の申請の経緯としては、譲渡人が今回所有地の確認を行っていたところ、公図と現状が異なっていたことが判明したため、双方で協議を行い、先代のときに農地の交換を行ったという経緯も踏まえて、現状に併せて同等の面積の農地の交換を行うものであります。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、今後も適正に管理・耕作されると思います。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われます。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案書は、1ページをご覧ください。

4番 譲受人は朝日町殿町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

4番 譲渡人は朝日町殿町〇〇〇〇番地、〇〇 〇さんです。

申請農地は朝日町殿町若宮〇〇〇〇番〇外1筆、地目は田、2筆、合計58.00m²です。

権利の設定としては、「双方の要望による」となります。

清水智也委員、中野義博委員より、意見書をいただいております。

3ページをご覧ください。

申請地は、山崎地区殿町地内、譲受人の自宅から約46mの距離に位置しております。

申請の経緯については、3番で説明したとおりです。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は申請地において自家用野菜を栽培されており、今後も適正に管理・耕作されると思います。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で自家用野菜を栽培されており、特段、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われます。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案第1号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。
私と高嶋香織委員から意見書を提出しておりますが、高嶋香織委員が本日欠席されていることから、私の方から意見を申し上げます。

会 長 申請地は、泊駅南土地区画整理事業内にあり、既に擁壁等で区画されている農地であり、事業終了後に現在の区画に換地される旨を事務局より聞いております。
譲受人は、農作業経験は皆無であります。農地取得後は世帯員の妻と年間5ヶ月かけて、自家用野菜の栽培に意欲を持っている。
昨年4月、農地法第3条の農地取得時における下限面積要件は撤廃されており、これらのことから、この案件は適当と判断します。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第1号の2番の議案につきまして、審議したいと思います。
清水智也委員と中野義博委員から意見書をいただいておりますが、清水智也委員が本日欠席されていることから、中野義博委員から意見を願います。

中野委員 譲受人については、2年ほど前から山崎地区辻岩崎地内に移住され、以前より耕作地を求めて探していたところ、先般、譲渡人が所有する空き家と併せて隣接する申請地を売買する話がまとまったため、今回の申請に至ったものであります。
申請内容については、特に問題はないものと思います。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の2番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第1号の3番及び4番の議案は関連がありますので、一括して審議したいと思います。

清水智也委員と中野義博委員から意見書をいただいておりますが、清水智也委員が本日欠席されていることから、中野義博委員から意見をお願いいたします。

中野委員 3番及び4番の申請地については、〇〇〇〇〇の裏手にあり、今回の申請人の親同士が農地集約の観点から、現状の形状に農地をまとめた経緯があります。

その際に、農地法第3条許可申請をしていなかったため、現状の形状に合わせて、申請を行うものであります。

申請内容については、特に問題はないものと思います。

会 長 議案第1号の3番及び4番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の3番及び4番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第2号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 4ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第4条・第5条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第4条・5条の規定による許可申請があったので、同法施行令第7条並びに第15条の規定により意見を求めます。

令和6年9月4日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

4条2件、5条2件です。

では、議案第2号の1番です。

これは、5条における一時転用申請の案件です。

借受人は、石川県金沢市磯部町ト〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

〇〇 〇さんです。

貸渡人は、朝日町殿町〇〇〇〇番地、〇〇 〇さんです。

申請地は、朝日町殿町字尾長〇〇〇〇番〇外2筆、田、810㎡のうち476.61㎡で、転用目的は、NTTドコモ携帯基地局建設に係るものです。中野義博委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、5ページをご覧ください。

山崎地区の殿町地内、県道北羽入・入善線に近接しています。

申請地は、新幹線高架にNTTドコモ携帯電話の電波を供給するため、携帯電話基地局を建設するもので、小川の河川敷中心より新潟県側400m、石川県側600m区間で携帯電話の通話が途切れる区間があり、電波を出せる最適地であるとのことです。

建設用地を検討するにあたり、まず農振除外地をあたられましたが、お断りされたり、駐車場として使用中であったり、また、基地局建設にあたり十分な敷地面積がなく、資材・工事車輛等を配置するスペースがない場所ばかりだったとのことです。

携帯電話基地局には電気、光ケーブルが必要であり、電柱から半径30m以内でダイレクトに線を引ける場所でなくては建設できず、申請地が電気を引ける唯一の最適地であり、このたびの申請となったものです。

令和7年3月末までの一時転用であり、期間が満了した際には農地に復元することとしています。

農地復元計画書があわせて提出されております。

申請面積は、工事作業区間面積です。

農地区分につきましては、10ha以上の広がりをもつ第1種農地と判断しており、4箇月間の一時転用であり、朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されており、農地として復元されることから、転用可能と考えます。

次に、議案第2号の2番です。

これも、5条における一時転用申請の案件です。

借受人は、富山市牛島町〇〇番〇号、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇さんです。

貸渡人は、朝日町蛭谷〇〇〇番地、〇〇 〇さん、朝日町道下〇〇〇番地〇、
〇〇 〇さん、朝日町南保町〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇さん、朝日町南保〇〇〇〇番地、
〇 〇〇さん、朝日町南保〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、朝日町蛭谷字加羅登〇〇〇番〇外6筆、田、2,632㎡のうち769㎡で、転用目的はボーリング調査に係るものです。

清水智也委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、6ページ及び7ページをご覧ください。

南保地区の蛭谷地内及び谷地内で、蛭谷字加羅登は蛭谷集落の南側に位置し、谷地内は県道山崎泊線に近接しています。

借受人は、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー発電の導入・拡大に取り組んでおられ、蛭谷地内及び谷地内にかけて、新規の水力発電開発に向けた調査を行っておられます。

その一環として、地上工作物設置検討箇所の地質や簡易水道水源地付近の地下水の状態を確認するため、ボーリング調査を実施する必要があるとのことです。

申請地は、そのボーリング調査及び資機材搬入に必要な土地として一時的に使用するものです。

申請地は、最長令和8年3月31日までの一時転用であり、期間が満了した際には農地に復元することとしています。農地復元計画書があわせて提出されております。

申請地には、現在の耕作者からの承諾もあります。

農地区分につきましては、10ha以上の広がりをもつ第1種農地と判断しており、2年5箇月間と、3年以内の一時転用であり、朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されており、農地として復元されることから、転用可能と考えます。

次に、議案第2号の3番です。

これは、4条申請の案件です。

申請者は、朝日町泊〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、朝日町泊字塚田〇〇〇番〇、地目は田で、21㎡です。

現況は、宅地です。

転用目的は、建物用地です。

荒尾和彦委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、8ページ（左）をご覧ください。

泊地区泊地内（松涛町）です。

県道入善朝日線から松涛町に少し入ったところ、〇〇〇〇〇〇〇の東側に位置しています。

申請者は、昭和55年から申請地を含む周辺の土地数筆及び建物を〇〇〇〇〇〇〇に賃貸しています。

申請者自身が高齢となり、所有不動産を整理していたところ、農地転用の手続きがなされていないことが判明しました。

本来であれば、建物の建築前に該当する全筆の農地転用許可を得ている必要がありますが、申請地だけ手続きがなされませんでした。

このことから、申請地が現況に合致するよう地目変更するものです。

申請地は、隣地境界は擁壁が施され、コンクリート舗装が施されておりますが、建物の雨樋が施され、周りに水路もあることから、雨水処理は適正で隣接地には被害がないと認められます。

申請地には、隣接の耕作者からの承諾もあります。

この案件は、違反転用であり申請人より始末書の提出を受けております。

農地区分につきましては、都市計画法上の用途地域である3種農地です。

朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、議案第2号の4番です。

これも、4条申請の案件です。

申請者は、朝日町桜町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、朝日町桜町字城ノ下〇〇〇〇番〇〇、地目は田で、59㎡です。

現況は宅地です。

転用目的は、車庫用地です。

高嶋香織委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、8ページ(右)をご覧ください。

五箇庄地区桜町地内です。

町道桜町月山線沿いに位置します。

申請者の母親が昭和44年2月に申請地を購入し、夫婦で畑として耕作されてきましたが、父親が昭和50年3月に車を購入することになり、自宅に駐車スペースがなかったことから、やむを得ず申請地を車庫用地敏、車庫を建築されました。

さらに、昭和58年3月に申請者が車を購入することとなり、車2台を格納できるよう父親が車庫を増築し、父親が亡くなってからは、1台分は物置として使用しております。

申請者は、昨年企業を定年退職され、定年を機に違反状態を解消したいと考えられ、今回の申請に至りました。

申請地は、コンクリート側溝、L型側溝が施されており、申請者所有の田に流れることとなっており、雨水処理は適正で、隣接地には被害がないと認められます。

申請地には、隣接の耕作者からの承諾もあります。

この案件は、違反転用であり申請人より始末書の提出を受けております。

農地区分につきましては、低生産性小集団農地(その他2種農地:10ha未満)で2種農地と判断します。

朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、第4条及び第5条の規定による許可申請の件として、4件、田12筆、合計1,325.61㎡、となります。

よろしくお願いたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。

中野義博委員から意見書をいただいておりますので、報告願います。

中野委員 　申請内容については、特に問題ないものと思います。

会 長 　議案第2号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 　異議なしとのことですので、議案第2号の1番の議案につきまして申請どおり県へ進達いたします。

会 長 　次に、議案第2号の2番の議案につきまして、審議したいと思います。
清水智也委員から意見書をいただいておりますが、本日欠席されておりますので、

事務局において意見を伺ってれば、報告願います。

事務局 清水委員からは、総合意見として異議なしと伺っております。
また、実際、着手する際には、地元水道組合とよく話し合うことと付記されております。

会長 議案第2号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会長 異議なしとのことですので、議案第2号の2番の議案につきまして申請どおり県へ進達いたします。

会長 次に、議案第2号の3番の議案につきまして、審議したいと思います。
意見書を提出している私の方から意見を述べさせていただきます。

会長 申請書類では、昭和55年に申請地周辺の土地を町内事業者に貸借しておりますが、この程申請地一筆のみ農地転用がされていないことが判明し、今回の申請に至ったものであります。

現地調査において、申請地には昭和55年より建物が建築されており、本案件は違反転用と判断し、始末書の添付を求め、始末書が添付されております。

なお、隣地境界は擁壁が施され、建物の他は舗装されており、雨水処理は適正で、隣接地には被害がないものと認められ、申請地に隣接する耕作者の承諾書も添付されております。

これらのことから、この案件は適当と判断いたしました。

会長 議案第2号の3番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会長 異議なしとのことですので、議案第2号の3番の議案につきまして申請どおり県へ進達いたします。

会長 次に、議案第2号の4番の議案につきまして、審議したいと思います。
高嶋香織委員から意見書をいただいておりますが、本日欠席されておりますので、事務局において意見を伺ってれば、報告願います。

事務局 高嶋委員からは、総合意見として異議なしと伺っております。

会長 議案第2号の4番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第2号の4番の議案につきまして申請どおり県へ進達いたします。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…10月8日(火)16:00～

会 長 その他に意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして9月の農業委員会定例会を閉会いたします。
みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時52分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員